

誰もが過ごしやすい避難所にするために

1 学習対象

中学生

2 ねらい

災害時における避難所で存在する様々な人権課題について知り、「災害弱者」と言われる人々の立場になって課題や解決方法を考えることをとおして、人権感覚や意識を高め、災害時にもお互いの人権を尊重しようとする態度を育てる。

3 準備するもの

○ワークシート

○資料

4 解説

災害発生時は、被災したすべての人に生活の困難が生じ、基本的人権が保障されない状況が生じます。避難所は、様々な方が生活を送る場であり、通常の生活の中では感じたことのない不安感やストレスを感じるようになります。不自由な生活が強いられがちな避難所において、すべての人がいかに自分らしい生活を送ることができるかということは非常に大切なことです。

特に高齢者や障がい者、病人やけが人、女性、子ども、外国につながる人など、「災害弱者」と言われる特別な配慮や支援が必要な人にとって、人間らしい生活や自分らしい生活を送れるように求めることは、決して贅沢やわがままではありません。

ワークをとおして、過去に発生した自然災害における避難所生活の課題を知り、日ごろからの備えの必要性や避難所における一人ひとりの人権尊重について考えさせていきます。誰にとっても人権が尊重される避難所づくりに向けて、人権感覚や意識を高め、災害時にもお互いの人権を尊重しようとする態度を育てます。

5 進め方（展開例） 50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 7分	◆学習の確認（2分） 授業の流れや留意点の説明を聞く。 ◆アイスブレイキング（5分） 「避難所に何を持っていきますか？」 ①地震による災害により、自宅から避難所に避難することになった。その際に持っていくものを1つ考えて、ワークシートに書く。 ②考えたことについて、6人程度のグループ内で発表し合う。	- 授業の流れを簡単に説明する。 - P4【学習の約束】を伝える。 - ワークシートを配付する。 - すぐには自宅に戻れない状況で避難所に向かうことを想定して考えさせる。 - 選んだ理由についても発表するよう促す。	ワークシート
・避難所生活の困難さについて考え、日ごろからの備えの大切さについて気づく。			

展開 40分	◆アクティビティ（40分） アクティビティ1 「避難所での困りごととその解決方法について考える」 ①災害時に起きた避難所での困りごとに対する解決方法を考え、ワークシートに書く。 ②引き続き同じグループで発表し合い、困りごとの解決方法について、意見交換を行う。 ③朗読を聞く。	・車いす利用者の困りごとについて想像して考えさせる。 ・記載された項目以外にも困りごとがないか問いかける。 ・資料『東日本大震災のある被災者の体験』『「避難所の質の向上」について』を読む。	・資料
	・過去の災害時における避難所で、様々な課題があったことを知る。 ・避難所においても、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができるかという「質の向上」が求められていることに気づく。		
	アクティビティ2 「誰もが過ごしやすい避難所にするために」 ④項目を参考にして、各グループで様々な立場A～Fのうち1つについて困りごとを考えて話し合う。 ⑤出てきた困りごとを解消する方法について考えて話し合う。 ⑥グループで話し合った内容をクラス内で発表し合う。 ⑦感想等をワークシートに書く。	・立場が偏らないように、A～Fを振り分けるとよい。 ・その人にとってのあたりまえの生活が送れないことを考えさせる。 ・「質の向上」の視点も踏まえて考えさせる。 ・1グループ2～3分で発表させる。 ・他のグループの発表を聞いてから書くよう指示する。	
まとめ 3分	◆まとめ（3分） ・まとめの話を聞く。	・授業をとおして生徒から出された考えや記述をもとに、ねらいをおさえ、まとめる。	
	・不自由な生活を強いられがちな避難所において、全ての人々がいかに自分らしい生活を送ることができるかということはとても大切なことであることに気づく。 ・日ごろから、それぞれの立場を想像できるよう人権感覚を磨き、災害時にもお互いの人権を尊重しようとする態度を身につける。		

＜参考資料など＞

「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第15集（小・中学校編）ー」

神奈川県教育委員会（平成29年2月）

避難所運営ガイドライン 内閣府（防災担当）（平成28年4月）

誰もが過ごしやすい避難所にするために

() 年 () 組 () 番・名前 _____

1 「避難所に何を持っていけますか？」

- ①もし、大地震の発生により、自宅から避難することになり、すぐには自宅に戻れないとしたら、避難所には何を持っていけますか？持っていくものを考えて、一つ書きましょう。



- ②他の人が挙げたものを書きましょう。

2 下写到あることは、実際にあった車いす利用者の避難所生活でのできごとです。車いす利用者が快適に過ごせるための解決方法を考え、ワークシートに記入しましょう。

- ・車いす利用者が使用できるトイレや横になる場所がない。
- ・大勢の避難者が来て、自分のスペースを作り、歩くスペースはあっても車いすが通るスペースがないので、移動することができない。



3 避難所生活が長くなるにつれ、様々な問題が起こります。様々な立場になって、次に挙げたア～エの項目を意識して、困りごとを想像し、日ごろからの備えを含めて解決方法を考えていきましょう。まずは各グループでA～Fから1つ選び、その立場になって考えて、①、②についてワークシートに記入しましょう。

様々な立場

A：女性 B：子ども C：難病・アレルギー疾患・その他慢性疾患のある方
D：高齢者 E：外国人 F：妊産婦や乳幼児

項目 ア：生活環境 イ：安全安心（プライバシーや防犯など）
ウ：物資の不足と管理 エ：心や体の健康（不眠、食欲不振、病気など）

A～Fの中で（ ）の立場になって考えます。

①困りごと

②解決方法

③他のグループの発表を聞いた後の感想等を書きましょう。

～東日本大震災のある被災者の体験～

Aさんは重度の障がいがあり車いすで生活をしています。Aさんは東日本大震災の被災者の一人で、避難所での体験を次のように話してくれました。

「仮設のトイレに行きたいと思っても、段差があり、かつ手すりがなかったので行くことができなかった。」

また、他の避難所では、「仕方なくポータブルトイレを持ち込んだら、狭い避難所内なのでケガをしたらどうするのだと言われ、許可されなかった。私の知り合いは、水分と食べ物を控えたため病気になってしまった。せめて他の人に許される最低限度のことは、私たち障がい者でもできる環境を作りたい。そう思い何か提案すると『みんな困っているのだから我慢しなさい。みんなが我慢しているときにぜいたくを言うな』と言われた。私の生活に最低限必要なものやプライバシーの保護をお願いしているのであって決して甘えたりわがまを言っているのではない。同じ環境下にいても、障がいのある人となない人では与えられる自由や安心の度合いが違う。このそもそものスタートラインの違いを無視しておいて、何をもって平等というのか、よく考えてほしい。」

「人権学習資料31 災害と人権～災害に強い社会をつくるために～」(一部変更しています)
公益社団法人鳥取県人権文化センター(平成24年12月)

「避難所の質の向上」について

避難所運営ガイドライン(平成28年4月)内閣府(防災担当)の冒頭には、「はじめに～被災者の健康を維持するために〔避難所の質の向上〕をめざす」と明記されています。

また、「前提となる事項の理解～「質の向上」の考え方～」では、次のように示されています。

「避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所です。公費や支援を得ての生活であることから〔質の向上〕という言葉を使うと〔贅沢ではないか〕というような趣旨の指摘を受けることもあります。しかし、ここでいう〔質の向上〕とは〔人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか〕という〔質〕を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される〔生活水準〕とは全く異なる考え方であるため、〔贅沢〕という批判は当たりません。

～(中略)～

東日本大震災後は、海外から多くの支援者が訪れました。我が国の応急・復旧の迅速さに称賛する声があった一方で、避難所の生活環境については、国際的な難民支援基準を下回るという指摘があったことは重く受け止めなければなりません。阪神・淡路大震災以降、避難所の確保については、一定の進展が見られたと評価できますが、次の目標は、その〔質の向上〕です。」

質の向上の目標は、「スフィア基準」

避難所運営ガイドラインでは、スフィアプロジェクト（参考）の部分で、次のように示されています。

被災者にとって「正しい」支援とは被災者が安定した状況で、尊厳をもって生存し、回復するために、あるべき人道対応・実現すべき状況とはどのようなものか。この国際的なプロジェクトでは「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」を「スフィア・ハンドブック」にまとめています。今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えると、参考にすべき国際基準となります。

https://jqan.info/wpJQ/wp-content/uploads/2019/10/spherehandbook2018_jpn_web.pdf

避難所についても、人間らしい生活や自分らしい生活を送るという人権尊重の視点から考えていくことが必要です。

災害対応における男女共同参画

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月 内閣府男女共同参画局）の冒頭「はじめに」では、次の記載があります。

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

こうした観点から、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、以下の事項が定められています。

- ・地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画を拡大する。
- ・市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化や、防災リーダーの育成等を図るものとし、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ・市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における運営管理に努めるものとする。
- ・市町村（都道府県）は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとし、その際、女性の参画を推進し、女性の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- ・被災地の復旧・復興に当たっては、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

このような取組を進めることは、子どもや若者、高齢の方、障がいのある方、LGBTの方など、多様な方々への配慮にもつながります。